

広島県監査委員訓令第一号

本

序

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

広島県代表監査委員 三 田 利江子

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び 監査管理監は、前条の規定により廃棄する 文書等（前条第四項の規定により文書館長 に引き渡す廃棄予定文書を除く。）は、焼 却、細断等適切な措置（電磁的記録につい ては、電磁的記録媒体に記録されている当 該電磁的記録の消去）を講じた上で廃棄す るものとする。</p>	<p>第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び 監査管理監は、前条の規定により廃棄する 文書等（前条第四項の規定により文書館長 に引き渡す廃棄予定文書を除く。）は、焼 却、細断等適切な措置（電磁的記録につい ては、磁気ディスク等に記録されている当 該電磁的記録の消去）を講じた上で廃棄す るものとする。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。